

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】令和2年6月18日(2020.6.18)

【公表番号】特表2019-516527(P2019-516527A)
【公表日】令和1年6月20日(2019.6.20)
【年通号数】公開・登録公報2019-023
【出願番号】特願2019-510584(P2019-510584)
【国際特許分類】

A 6 1 F 2/24 (2006.01)

【FI】

A 6 1 F 2/24

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月8日(2020.5.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a)ブリッジであって、近傍端と、遠方端と、前記ブリッジの前記近傍端及び前記遠方端の間に画定されるアーチ部分と、を備えるブリッジと、

b)前記ブリッジに結合され、その長さに沿って放射線不透過性材料を含む延伸内側テザーと、

c)前記ブリッジ及び前記延伸内側テザーを包囲して収容する外側さや部材と、を備えることを特徴とするインプラント。

【請求項2】

前記アーチ部分と、前記ブリッジと合致する前記延伸内側テザーの一部とを包囲する包装を更に備える、ことを特徴とする請求項1に記載のインプラント。

【請求項3】

前記包装は、前記ブリッジ及び前記延伸内側テザーの周囲で収縮したポリマーチューブである、ことを特徴とする請求項2に記載のインプラント。

【請求項4】

その長さに沿って、前記ブリッジの各端を包囲する、可変デュロメータの引っ張り軽減部分を更に備え、前記延伸内側テザーは、各引っ張り軽減部分を通過する、ことを特徴とする請求項1に記載のインプラント。

【請求項5】

前記外側さや材料内に配置される選択的に取り外し可能な近傍プッシュチューブを更に備え、前記近傍プッシュチューブの遠方端は、前記ブリッジの近傍端領域に当接し、前記内側延伸テザーは、前記近傍プッシュチューブの中央内腔を通過する、ことを特徴とする請求項1に記載のインプラント。

【請求項6】

前記外側さや部材内に配置される選択的に取り外し可能な遠方プルチューブを更に備え、前記遠方プルチューブの近傍端は、前記ブリッジの遠方端領域に当接し、前記内側延伸テザーは、前記遠方プルチューブの中央内腔を通過する、ことを特徴とする請求項5に記載のインプラント。

【請求項7】

前記近傍プッシュチューブ及び前記遠方プルチューブは、少なくとも部分的に、ポリマ

—材料からそれぞれ形成される、ことを特徴とする請求項6に記載のインプラント。

【請求項 8】

前記内側テザーは、その長さに沿って、内部に挿入された放射線不透過性ワイヤを備える、ことを特徴とする請求項1に記載のインプラント。

【請求項 9】

前記内側テザーは、その長さに沿って、埋め込まれた放射線不透過性材料を備える、ことを特徴とする請求項1に記載のインプラント。

【請求項 10】

インプラントロックをさらに備え、

前記外側さや部材の第1および第2の端は、前記インプラントロックを通して方向付けられる請求項1に記載のインプラント。

【請求項 11】

前記ブリッジが、脈管構造に沿って送り込まれる際には全体的に線形であり、完全に展開されると望ましい保護装置の形状となる記憶合金材料から形成される請求項1に記載のインプラント。

【請求項 12】

前記ブリッジが、3次元曲線を有し、個人の個別の生体構造に適合する請求項1に記載のインプラント。

【請求項 13】

前記ブリッジが、上面、下面、および2つのアーチ状の側面を有する中実の全体的にアーチ状のボディを含む請求項1に記載のインプラント。

【請求項 14】

前記インプラントロックは、遠方開口を備え、その内部に配置された2つの遠方延伸スリーブを順に含むロックボディを含む請求項10に記載のインプラント。